

「中国・湖北省炭素排出権取引の本格化稼働」の 対応について

(2023年6月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

武漢事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）武漢事務所が現地法律事務所の天達共和（上海）法律事務所に作成委託し、2023年5月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび天達共和（上海）法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび天達共和（上海）法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ
海外ビジネスサポートセンター／ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・武漢事務所
E-mail：PCW@jetro.go.jp

JETRO

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 一、中国全土の炭素排出権取引市場の発展現状 | 2 |
| (一) 炭素排出権取引市場に関する立法現状 | 2 |
| (二) 炭素排出権取引市場の運行現状 | 5 |
| (三) 全国統一の炭素排出権取引市場の整合へ | 6 |
| 二、中国・湖北省現行の炭素排出権取引の運用メカニズム | 6 |
| (一) 重点排出単位（企業）の確定 | 7 |
| (二) 炭素排出枠の支給 | 9 |
| (三) 炭素排出枠の見積・報告・査察 | 11 |
| (四) 炭素排出枠の取引 | 12 |
| (五) 炭素排出枠の清算・納付 | 12 |
| (六) 自社の超過排出量を清算・納付できない場合の懲戒措置 | 13 |
| 三、中国・湖北省炭素排出権取引の本格化への対応 | 13 |

「中国・湖北省炭素排出権取引の本格化稼働」の対応について

はじめに

新型コロナウイルスの世界的蔓延、ウクライナ情勢などさまざまな事案が全世界の「カーボンピークアウト・カーボンニュートラル」（以下、併せて「双炭」という）目標の実現に暗い影を落としているが、「双炭」を実現する最も重要な政策ツール、グリーン・低炭素発展を推進するエンジンとして、炭素排出権取引の展開は中国において着実に進んでいる。

国家発展・改革委員会が 2011 年 10 月 29 日に「炭素排出権取引パイロット事業の展開に関する通知」¹を公布し、北京市、天津市、上海市、重慶市、湖北省、広東省および深セン市において地方レベルの炭素排出権取引のパイロット事業（以下、「地方市場」という）が 2013 年より次々稼働し、2021 年 9 月までで、この七つのテスト市場の排出権取引量は CO2 換算で計 4 億 9,500 万トン、取引額は累計約 119 億 7,800 万人民币元に達し、中国全国の統一した炭素排出権取引市場の構築と稼働のための基礎となった。

七つの地方市場のテスト区域の一つとして、湖北省人民政府は 2014 年 4 月 4 日に「湖北省炭素排出権管理・取引弁法」²を公布し、湖北省炭素排出権取引センターは同月に取引をスタートした。2022 年末までに湖北省の炭素取引市場が取引を完成した CO2 排出量総額は、累計 3.75 億トンと中国全土の取引の 44.6%を占め、取引に関与する企業数も当初の 138 社から 339 社まで拡大し、取引可能業種も鋼鉄、セメント、石油化学、化学工業など 16 産業（年間排出量が標準炭 1 万トン相当以上の工業企業）に及んだ。加えて、940 社以上の投資機構が取引に参加し、多元化・多階層な市場主体構造を形成した。

¹ 原文リンク：https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/201201/t20120113_964370.html

² 原文リンク：http://www.hubei.gov.cn/zfwj/szfl/201404/t20140422_1711157.shtml

2020年12月31日、生態環境部が全国の炭素排出権取引および関連活動を規範化する法令として「炭素排出権取引管理弁法（試行）」³を公布し、中国全国統一の取引市場である全国炭素排出権取引市場（以下、「全国市場」という）が2021年より稼働し、同年7月16日に取引開始した。全国市場には、発電業界の重点排出単位2,162カ所が組み込まれ、CO2排出量約45億トンをカバーし、2022年の年間取引が100億人民元を超過するなど、世界最大規模の炭素排出権取引市場となった。

本報告書では、「炭素排出権取引管理弁法（試行）」と「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」の規定を手がかりとして、中国全土の炭素排出権取引市場の発展現状、全国市場・地方市場（湖北省を例とする）の運用メカニズム、炭素排出権取引の本格化に直面する湖北省の炭素排出権取引市場の参加実務を簡潔に紹介する。

一、中国全土の炭素排出権取引市場の発展現状

（一）炭素排出権取引市場に関する立法現状

「炭素排出権取引パイロット事業の展開に関する通知」が公布された後、2013年より、パイロット事業区域に指定された地方政府当局は、当地に適用する炭素排出権取引管理規定を公布し、地方市場の構築と稼働に関する法律を整備した。その後、生態環境部が2020年12月31日に「炭素排出権取引管理弁法（試行）」を公布し、中国全土の炭素排出権取引は、当面、全国市場と地方市場二つのレベルの市場が並立することが示された。

本報告書の完成日までに、中国全土で主に下記の炭素排出権取引に関する政策規定が公布されている。

³ 原文リンク：http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-01/06/content_5577360.htm

| レベル | 区域 | 政策規定 | 公布日 |
|-----------------------------------|-----|-----------------------------------|------------------------------|
| 全国 | 全国 | 「炭素排出権取引管理弁法（試行）」 | 2020年12月31日 |
| 地方 | 湖北 | 「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」 | 2014年4月4日、 2016年9月26日改正 |
| | 北京 | 「北京市炭素排出権取引管理弁法（試行）」 ⁴ | 2014年5月28日、 2015年12月16日改正 |
| | 天津 | 「天津市炭素排出権取引管理暫行弁法」 ⁵ | 2020年6月10日 |
| | 上海 | 「上海市炭素排出管理試行弁法」 ⁶ | 2013年11月18日 |
| | 深セン | 「深セン市炭素排出権取引管理暫行弁法」（失効） | 2014年3月19日 |
| | | 「深セン市炭素排出権取引管理弁法」 ⁷ | 2022年5月29日 |
| | 広東 | 「広東省炭素排出権管理試行弁法」 ⁸ | 2014年1月15日、 2020年5月12日改正 |
| | 重慶 | 「重慶市炭素排出権取引暫行弁法」（失効） | 2014年4月26日 |
| 「重慶市炭素排出権取引管理弁法（試行）」 ⁹ | | 2023年2月20日 | |

「炭素排出権取引管理弁法（試行）」と各地方市場の炭素排出権取引の管理弁法は、総則、炭素排出枠の管理、炭素排出の査察・排出枠の精算、炭素排出権の取引、監督管理、法律責任、附則などの内容により構成され、炭素排出権取引の取引標的、取引主体、取引方式、取引価格、基本的なフローなどを明確にしている。

| 主要内容 | 共通規定 |
|----------|---|
| 取引標的 | 炭素排出枠（CEA）、任意排出削減量（CCER）および関連主管部門による承認のその他の炭素排出権取引標的 |
| 取引主体 | 炭素排出枠管理に納入された温室効果ガス重点排出単位（以下、「重点排出単位」という）、炭素取引活動を自ら参加する法人、組織および個人 |
| 登録登記機構職能 | 登録登記機構が登録登記システムを通じて炭素排出枠（CEA）の保有、変更、清算、抹消など情報の記録を担当すると同時に、決済サービスを提供すること |
| 取引機構職能 | 取引機構が炭素排出枠（CEA）の集中・統一的な取引の展開を担当すること |
| 取引方式 | 公開競売、協議譲渡又は規定に合致するその他の方式 |
| 取引価格 | 取引参加者が市場の供給・需要関係に基づき確定する |

⁴ 原文リンク：https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zfwj/zfwj/szfwj/201905/t20190523_72655.html

⁵ 原文リンク：https://www.tj.gov.cn/zwgk/szfwj/tjsrmzfbgt/202006/t20200613_266638-9.html

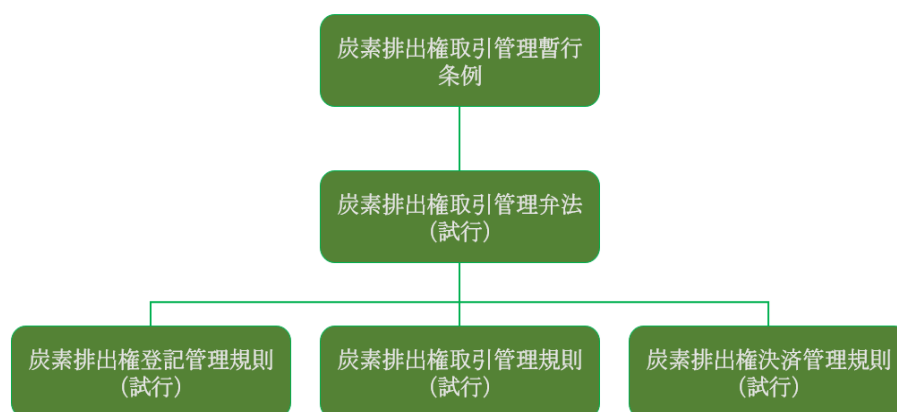
⁶ 原文リンク：https://www.shanghai.gov.cn/nw31729/20200820/0001-31729_37498.html

⁷ 原文リンク：http://www.sz.gov.cn/gkmlpt/content/10/10038/post_10038558.html#748

⁸ 原文リンク：http://www.gd.gov.cn/zwgk/wjk/zcfgk/content/post_2524340.html

⁹ 原文リンク：http://wap.cq.gov.cn/zwgk/zfxxgkml/zfgb/2023/d4q_402524/202302/t20230228_11680944.html

また、生態環境部は2021年3月30日に「炭素排出権取引管理暫行条例（草案改正案）の意見公開募集に関する通知」¹⁰を公布し、2021年4月30日まで意見募集を行った。国务院制定の行政法规として、部門規則である「炭素排出権取引管理弁法（試行）」の上位法に位置づけ、当該条例が審議、採択された後、「炭素排出権取引管理暫行条例」が炭素排出権取引と関連する部門規則、地方法規などの制定依拠と網領になる見込みである。



未来の炭素排出権取引の法律体系図

2022年7月5日に公布された「国务院2022年度立法工作计划」¹¹における「制定・改正予定の行政法规」のリストにも「炭素排出権取引管理暫行条例」は掲載されている。ただし本報告書の完成時点では、まだ採択、公布されていない。

¹⁰ 原文リンク：https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk06/202103/t20210330_826642.html

¹¹ 原文リンク：https://www.gov.cn/zhengce/content/2022-07/14/content_5700974.htm

(二) 炭素排出権取引市場の運行現状

現在、中国全土の炭素排出権取引市場が主に七つの地方市場¹²と、全国市場により構成され、全国市場・地区市場の炭素排出権管理に組み入れられた重点排出単位（企業）、取引規則に合致する法人機構および個人は、相応の炭素排出権登録登記機構に口座を開設した後、全国市場・地区市場において炭素排出権、任意排出削減量の取引を行うことができる。

全国市場については、生態環境部が2021年5月14日に公布した『「炭素排出権登記管理規則（試行）」「炭素排出権取引管理規則（試行）」と「炭素排出権決済管理規則（施行）」の発布に関する公告』¹³において、①全国炭素排出権登録登記機構が成立するまでは、湖北炭素排出権取引センターが全国炭素排出権登録登記システムの口座開設と運行メンテナンスなどの具体的な仕事を担当すること、および②全国炭素排出権取引機構が成立するまでは、上海環境エネルギー取引所が全国炭素排出権取引システムの口座開設と運行メンテナンスなどの具体的な仕事を担当することが明記された。

| 区域 | 登録登記機構 | 取引機構 |
|-----|-------------------------|------------------|
| 全国 | 湖北炭素排出権取引センター（臨時） | 上海環境エネルギー取引所（臨時） |
| 湖北 | 湖北炭素排出権取引センター | 湖北炭素排出権取引センター |
| 北京 | 北京気候センター | 北京グリーン取引所 |
| 天津 | 天津排出権取引所 | 天津排出権取引所 |
| 上海 | 上海市情報センター | 上海環境エネルギー取引所 |
| 深セン | 深セン市生態環境局炭素排出権登録登記簿システム | 深セン排出権取引所 |
| 広東 | 広州炭素排出権取引所 | 広州炭素排出権取引所 |
| 重慶 | 重慶炭素排出権取引センター | 重慶炭素排出権取引センター |

¹² 北京市、天津市、上海市、重慶市、湖北省、広東省および深セン市の七つのテスト区域以外、四川省、福建省、貴州省などの非テスト区域が相次いで炭素排出権取引市場も構築しているが、政策上の制限によりテスト区域の炭素排出取引所と提携での業務展開しかできないため、本報告書では詳しい紹介を見送る。

¹³ 原文リンク：https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202105/t20210519_833574.html

また、「炭素排出権取引管理弁法（試行）」第 13 条の規定により、既に全国市場に組み入れられた重点排出単位は、地方市場の取引参加はできなくなった。

（三）全国統一の炭素排出権取引市場の整合へ

「炭素排出権取引管理暫行条例（草案改正案）」の第 32 条には、当該条例が施行された後、地方の炭素排出権取引市場の新規建設はできなくなり、既存の地方市場も次第に全国炭素排出権取引市場に統合すると規定されている。まだ正式公布されていないが、将来は、パイロット事業を進める地方市場を全国市場に統合し、全国市場が中国全土唯一の炭素排出権取引市場になる見込みである。

二、中国・湖北省現行の炭素排出権取引の運用メカニズム

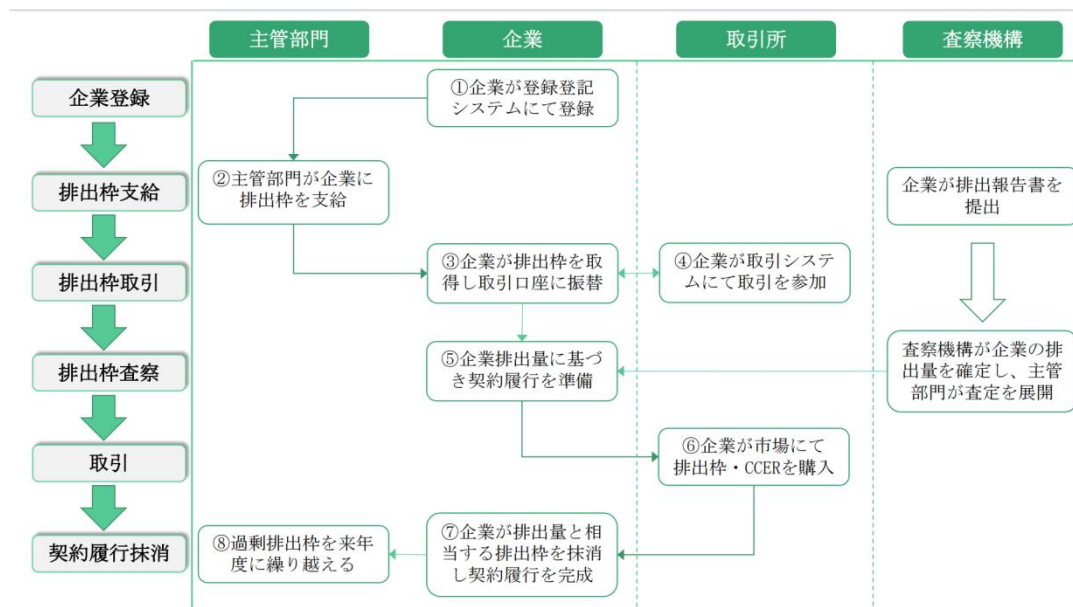
「炭素排出権取引管理弁法（試行）」の第 10 条¹⁴、第 14 条¹⁵、第 28 条¹⁶等に基づき、当局は、一定規模の炭素排出量を達する企業を炭素排出権管理の重点対象と定め、年間の炭素排出枠を設定のうえ対象企業に支給し、翌年に対象企業の排出実績と排出枠を突合し、清算を要求する。対象企業が当年の炭素排出量をうまくコントロールし、支給された炭素排出枠の範囲内に抑えられた場合、その排出残高は取引市場を通じてその他の取引主体に売却し収入を得ることができる。逆に、支給された排出枠以上に排出した場合、清算日まで

¹⁴ 重点排出単位は、温室気体の排出を抑え、炭素排出データを報告し、排出枠を清算・納付しなければならない。取引および関連活動情報を公開し、生態環境主管部門の監督管理を受けなければならない。

¹⁵ 省級生態環境主管部門は生態環境部が制定した炭素排出枠の総量に基づいて分配案を確定し、本行政区画内の重点排出単位に規定の年度炭素排出枠を分配する。

¹⁶ 重点排出単位は、生態環境部が規定する期限内に、枠を分配する省級生態環境主管部門に前年度の炭素排出枠を清算・納付しなければならない。清算・納付量は、省級生態環境主管部門が検査確認した当該単位の前年温室気体排出実績を下回ってはいけない。

に不足分の排出枠を購入しなければならない。炭素排出権取引市場は、当該過不足の排出枠の指定取引市場として運用され、企業の炭素排出削減実績の経済的効果への転換を実現する。



全国市場・地方市場の炭素排出権取引の基本的なフロー

ここで、「炭素排出権取引管理弁法（試行）」と「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」に従い、上記の炭素排出権取引の機能を果たす全国市場と湖北省の炭素排出権取引市場（以下、「湖北市場」という）に通用する最も重要な基本制度を簡潔に説明する。

（一）重点排出単位（企業）の確定

重点排出単位は、炭素排出権取引の最も重要な取引主体として、その確定基準が炭素排出権取引市場の規模と直接に関連している。全国市場と湖北市場の重点排出単位の確定基準はそれぞれ下記のとおりとなっている。

| | 規定内容 | 当面の実務応用 |
|------|---|--|
| 全国市場 | <p>対象組入条件¹⁷：</p> <p>① 全国炭素排出権取引市場がカバーする産業に属する。</p> <p>② 年間温室効果ガスの排出量が2.6万トンの炭酸ガス当量に達すること。</p> <p>対象除外条件¹⁸：</p> <p>① 連続2年間の温室効果ガスの排出量が2.6万トン以下の場合。</p> <p>② 操業停止等により温室効果ガスの排出がなくなった場合。</p> | <p>生態環境部は2020年12月29日に「2019～2020年全国炭素排出権取引枠総量設定・分配実施方案（発電産業）」¹⁹、2023年3月13日に「2021、2022年全国炭素排出権取引枠総量設定・分配実施方案（発電産業）」²⁰を公布。全国市場で重点排出単位（企業）に組み入れられるのは、目下のところ、<u>年間温室効果ガスの排出量が2.6万トンに達する発電産業企業のみ。</u></p> |
| 湖北市場 | <p>2016年9月26日前：</p> <p>湖北省の行政区域にある年間総合エネルギー消費量が6万トンの標準炭およびそれ以上に達した工業企業が重点対象²¹。</p> <p>2016年9月26日以降</p> <p>国家・湖北省政府当局による重点対象の確定に基づき執行する²²。</p> | <p>湖北省生態環境庁による発布の2019、2020、2021年3年間の炭素排出権枠分配方案に基づき、湖北省の重点排出単位は、炭素排出権枠分配方案が公布された過去3年間のいずれかに年間総合エネルギー消費量が1万トンに達し、かつ、<u>ガラスおよびその他の建材、鋼鉄、セメント、石油化学、化学工業、自動車製造、造紙、食品・飲料、非鉄金属およびその他の金属製品、医薬、設備製造、水生産・供給、熱力生産・供給、紡織業、セラミック製造、など16産業に該当する工業企業。</u></p> |

¹⁷ 「炭素排出権取引管理弁法（試行）」第8条

¹⁸ 「炭素排出権取引管理弁法（試行）」第11条

¹⁹ 原文リンク：https://www.mee.gov.cn/xxgk/xxgk03/202012/t20201230_815546.html

²⁰ 原文リンク：https://www.mee.gov.cn/xxgk/xxgk03/202303/t20230315_1019707.html

²¹ 「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」第5条

²² 「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法（2016改正）」第5条

| 産業 | 2019 | 2020 | 2021 | トレンド |
|---------------------|--------|--------|---------|------|
| ガラスおよび その他の建材 | 0.9575 | 0.9575 | 0.9825 | ↑ |
| セラミックス製造 | 0.9576 | 0.9276 | 0.9176 | ↓ |
| 自動車製造 | 0.9363 | 0.9363 | 0.9363 | — |
| 設備製造 | 0.9363 | 0.9363 | 0.9363 | — |
| 鋼鉄 | 0.9638 | 0.9638 | 0.9888 | ↑ |
| 石油化学 | 0.9671 | 0.9671 | 0.9671 | — |
| 水生産・供給 | 0.9671 | 0.9671 | 0.9771 | ↑ |
| その他 | / | 0.9258 | 0.9508 | ↑ |
| 熱力生産・供給 | 0.947 | 0.947 | 0.947 s | — |
| セメント | 0.9578 | 0.9578 | 0.9578 | — |
| 繊維業 | 0.9408 | 0.9408 | 0.9408 | — |
| 化学工業 | 0.9403 | 0.9403 | 0.9753 | ↑ |
| 非鉄金属およびその 他の金属製品 | 0.9432 | 0.9432 | 0.9632 | ↑ |
| 食品・ドリンク | 0.9331 | 0.9331 | 0.9581 | ↑ |
| 医薬 | 0.931 | 0.931 | 0.951 | ↑ |
| 造紙 | 0.9656 | 0.9656 | 0.9656 | — |

各年の係数を見ると、2021年は前2年より「産業排出コントロール係数」が緩和傾向で調整されている。湖北省の重点排出単位の炭素排出枠総量の今後のトレンドを判断することは難しいが、2021年の係数については、新型コロナ規制緩和後の経済成長に注力する意図があると推測している。

| 産業 | 2019 | 2020 | 2021 |
|----------|---------|---------|---------|
| 炭素排出枠の総量 | 2.70億トン | 1.66億トン | 1.82億トン |

(三) 炭素排出枠の見積・報告・査察

炭素排出量見積制度²³、報告制度²⁴、査察制度²⁵は炭素排出権取引の正常的な運行を保障する監督管理制度として、期待する環境効果を取得するキーステップ、炭素排出権取引体系を構築する基盤となっている。

データの科学性、正確性を保証するため、全国市場と各地方市場が産業ごとに排出データの計量と報告に関する方法、ガイドおよび第三者の査察規範を公布し、温室効果ガス排出の情報システム報告システムを構築している。

| | 当面の実務応用 |
|------|---|
| 全国市場 | ① 重点排出単位が毎年3月31日までに主管部門に前年度の温室効果ガス排出報告書を提出する ²⁶ 。 ② 第三者の査察機構の査察報告書に対して異議がある場合、査察結果を受け取る日から7営業日以内に再査察申請を提出できる ²⁷ 。 |
| 湖北市場 | ① 重点排出単位が毎年9月に次の年度の炭素排出観測計画を主管部門に提出する ²⁸ 。 ② 重点排出単位が毎年2月の最終営業日までに前年度の炭素排出報告書を提出する ²⁹ 。 ③ 第三者の査察機構の査察報告書に対して異議がある場合、査察結果を受け取る日から5営業日以内に再査察申請を提出できる ³⁰ 。 |

²³ 重点排出単位が観測計画に基づき、実際の炭素排出量データに対して収集、統計、記録、計算を行う一連の活動を指す。

²⁴ 重点排出単位が指定された期間内に書面による年間炭素排出報告書を主管機関に提出しなければならないことを指す。

²⁵ 第三者機構が重点排出単位による提出の炭素排出量報告書に対して査察を行い、規定期間に基づき主管部門に査察報告書を提出することを指す。

²⁶ 「炭素排出権取引管理弁法（試行）」第25条

²⁷ 「炭素排出権取引管理弁法（試行）」第27条

²⁸ 「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」第32条

²⁹ 「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」第33条

³⁰ 「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」第39条

(四) 炭素排出枠の取引

現段階においては、主管部門に支給された炭素排出枠以外、任意排出削減量（CCER）³¹も重要な取引標的であり、重点排出単位が一定比率の任意排出削減量（CCER）を購入して実際的に炭素を排出する枠を相殺することができるが、任意排出削減量（CCER）の濫用を防止するため、相殺の比率について全国市場と地方市場がそれぞれに規定した。

| | |
|------|--|
| 全国市場 | 納めるべき炭素排出枠の 5%を超えない ³² |
| 湖北市場 | 当年度の企業年度炭素排出の初期枠の 10%を超えない ³³ |

(五) 炭素排出枠の清算・納付

炭素排出枠の清算・納付制度は、炭素排出権取引の最終環節として、最も重要な環節の一つ炭素排出権取引の柱となる。重点排出単位は、規定時間において、主管部門が重点排出単位による提出の排出報告書、査察報告書により査定された前年度の炭素排出枠に基づき、登記システムを通じて満額で炭素排出枠を納め、清算・納付義務を履行しなければならない。

| | 当面の実務応用 |
|------|--|
| 全国市場 | 重点排出単位は、生態環境部が毎年 12 月 31 日までに全国炭素排出権登録登記システムを通じて排出枠の納付を完成しなければならない ³⁴ 。 |
| 湖北市場 | 重点排出単位は、毎年 5 月の最終営業日までに主管部門に前年度の実際的な排出枠と同額の排出枠、任意排出削減量（CCER）を清算・納付しなければならない ³⁵ 。 主管部門は、毎年 6 月の最終営業日までに主管部門が登録登記システムにおいて企業が納めた枠、任意排出削減量（CCER）、取引されなかった排出枠および事前留保の排出枠を抹消する ³⁶ 。 |

³¹ 現在新規 CCER プロジェクトの届出が停止しているが、生態環境部が「温室効果ガス自主削減取引管理弁法（試行）」の制定を加速するという発表により、今年年内の再開が期待されている。

³² 「炭素排出権取引管理弁法（試行）」第 29 条

³³ 「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」第 18 条

³⁴ 「2021、2022 年全国炭素排出権取引枠の分配関連工作の徹底に関する通知」第三条

³⁵ 「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」第 19 条

³⁶ 「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」第 20 条

(六) 自社の超過排出量を清算・納付できない場合の懲戒措置

全国市場においては、「炭素排出権取引管理法（試行）」第 40 条に基づき、重点排出単位が期限どおりに炭素排出枠の清算・納付義務を履行できない場合、主管部門は 2 万元以上、3 万元以下の罰金を課すると同時に、期限を過ぎて是正しない場合、主管部門は、納付不足の部分について、次の年度の炭素排出枠を同額分削減することを規定している。

湖北省においては、「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」第 46 条に基づき、重点排出単位が炭素排出枠の清算・納付義務を履行できない場合、主管部門は当年度の炭素排出枠の市場平均価格に基づき、差額に対して 1 倍以上、3 倍以下、最高 15 万元の罰金を課すと同時に、次の年度の炭素排出枠について、納付不足分の 2 倍相当額の排出枠を削減することを規定している。

三、中国・湖北省炭素排出権取引の本格化への対応

中国炭素排出権取引に関する法体系の完備、炭素排出権取引市場の稼働と成熟に伴い、炭素排出権取引が本格化する時代が間もなく到来する。より多くの日系企業が温室効果ガス重点排出単位として組み込まれていくものと思われる。

湖北省は、中国の他地域と比べて「双炭」政策の展開が早く、また将来の全国炭素排出権取引市場の候補として、関連政策、実務運用もより徹底している。炭素排出権取引の本格化を対応するため、下記について早期に確認、検討することを提案する。

- ① 重点排出単位に該当するか、また将来対象とされる可能性
- ② 重点排出単位に該当する場合、実際の排出が支給される排出枠に超過する可能性の有無、および超過する場合の対策（取引市場から不足分を購入して処罰されるリスクを回避）

- ③ 新技術、先端的な環境保護設備等の導入により、排出量を削減する必要性
- ④ 炭素排出権取引主体の資格申請の要否
- ⑤ 任意排出削減量（CCER）の政策動向に注意し、保有する単位からの購入の要否
- ⑥ 「双炭」政策、炭素排出権取引に詳しい人材を導入・育成の要否
- ⑦ その他「双炭」関連政策に注意し、専門機構から定期的に情報入手